

シンフォニアテクノロジー人権方針

シンフォニアテクノロジーは、企業理念に掲げている「思いやりのある行動」を実践し、企業倫理規範・企業行動基準に沿って従業員の基本的人権の尊重と健全で安全な職場環境が実現されるために、以下の人権方針を定め遵守します。

1. 人権に関する基本的考え方

シンフォニアテクノロジーは、基本的人権を尊重し、また、「国際人権章典」や国連「ビジネスと人権に関する指導原則」、「子どもの権利とビジネス原則」のほか、人権尊重に関する国際規範等を尊重します。

2. 適用範囲

本方針は、シンフォニアテクノロジーの全ての役員・従業員に適用します。また、事業活動に係わるすべてのステークホルダーの皆様に本方針に理解・賛同いただくことを求めます。

3. 人権の尊重

①強制労働の禁止

シンフォニアテクノロジーは人身売買や奴隷を一切容認せず、職業選択の自由を尊重し、強制労働を禁止します。

②児童労働の禁止

シンフォニアテクノロジーは各国・地域の法令に従い、最低就業年齢に満たない児童の労働を禁止します。また、18歳未満の若年労働者を健康や安全が危険にさらされる業務に従事させません。

③労働時間への配慮

シンフォニアテクノロジーは各国・地域の法令に従い、労働時間・休日・休暇を適切に管理するとともに、過重労働の抑制・防止に取り組みます。

④適切な賃金

シンフォニアテクノロジーは、労働に対する正当な対価を支払うことを基本として、各国・地域の最低賃金、時間外労働賃金、法定給付を含む従業員の報酬に関するすべての法令を遵守し、同一労働同一賃金と生活賃金以上の支払いに配慮して、従業員に給与を支払います。

⑤非人道的な扱いの禁止

シンフォニアテクノロジーは従業員に対する精神的・肉体的な虐待、体罰、ハラスメント(嫌がらせ)などの非人道的な扱いを禁止します。

⑥差別の禁止

シンフォニアテクノロジーは人種、信条、肌の色、性別、性的指向、性自認、宗教、国籍、言語、身体的特徴、財産、出身地、雇用形態等の理由による差別を一切認めません。

⑦結社の自由と団結権

シンフォニアテクノロジーは、各国・地域の法令を遵守した上で、労働環境や賃金水準などの労使間協議を実現する手段として、従業員の結社の自由と団体交渉権を尊重します。

⑧労働安全衛生について

シンフォニアテクノロジーは、各国・地域の法令を遵守したうえで、従業員の職務上の安全・健康の確保を最優先し、事故・災害の未然防止に努めます。

以上

2025年2月27日

シンフォニアテクノロジー株式会社

代表取締役社長 平野 新一